

様式第三十四（第26条関係）

装備移転支援業務監督命令書

番号
年月日

(指定装備移転支援法人) 殿

防衛大臣

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第24条の規定に基づき、下記のとおり命令します。

記

1 監督命令の内容

2 監督命令の理由

(教示)

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求することができます（なお、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。